

令和4年度 高圧ガス保安活動促進週間実施要領

兵 庫 県

1 目 標

高圧ガス事故について、依然として高止まりの状況が続いており、引き続き高圧ガス保安の確保に最大限の努力が必要であることから、高圧ガス保安活動促進週間を実施し、高圧ガスによる災害を防止することで、安全で快適な生活を確保することを目標とする。

【重点目標】

(1) 「高圧ガス保安法」関係

- ① 運転・操作上（ソフト）の要因による人的被害が多いことにも留意した各事業所における自主保安意識の高揚並びに保安対策に係る教育・訓練の徹底及び見直しによる保安力の向上
- ② 事業所におけるIoT・ビッグデータ等の活用及びその効果の検討、改善
- ③ 非定常運転又は作業におけるリスクマネジメント、リスクアセスメントの意義と重要性の理解及び普及の促進
- ④ 事業所における地震・津波等による大規模災害に対する防災意識の高揚及び防災対策の推進
- ⑤ 高圧ガス製造事業所等における設備の管理方法の見直し及び漏えい等の未然防止
- ⑥ 高圧ガス利用者（特に、溶接・溶断を行う者並びにコールドエバポレータ及び空調設備等の利用者）における保安意識の向上
- ⑦ タンクローリ、バラ積みトラックにおける高圧ガス移動時の保安対策の推進
- ⑧ 残ガス容器のくず化に係る取扱いの周知の徹底
- ⑨ 高圧ガス販売先における充てん容器等の盗難防止対策の徹底

(2) 「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」関係

- ① 業務用消費者に対して、CO中毒事故防止、燃焼器具の適切な使用方法及び業務用換気警報器・CO警報器の設置促進に重点を置いた周知の徹底
- ② 一般消費者等に対して、LPガス販売事業者等が行っている保安業務の内容及び消費機器の維持管理方法、CO中毒事故防止対策、ガスが漏えいした場合の適切な対処方法の周知
- ③ 高齢者及び一人暮らしの消費者に対して、LPガス設備を安全に使用するための保安啓発
- ④ 上記のほか、液化石油ガス安全高度化計画2030に係る各種取組の推進